

奈良・平安朝における皇親賜姓について

藤木邦彦

くための手段であった。

君主制国家において、君主に血縁のつながりをもつ者が、その尊貴の故をもって國家や社会から特別の優遇をうけたことは、君主を重んずる所以でもあって、当然の現象であるが、またしかし、年代の経過につれてそのような人たちの員数がふえ、またなかにはその優遇をうけるにふさわしくない者も出てくるわけであるから、国家としてはその優遇に要する経費を節約し、また君主の名譽を維持していくためにも、これらの人々を適宜整理してその員数の減少をはかつていかなければならなかつたことも、これまた当然であった。わが律令国家において、天皇の親族たる皇親に関する規定が定められたのは、天皇を中心とする身分制度を整えて皇親を優遇するとともに、これを通じて天皇中心の国家体制を安定させようとしたものであるが、またその後、皇親の臣籍降下のための皇親賜姓という処置がしばしば執られていったのも、国家財政を維持し、且つまた天皇の権威を永く安泰としている

そもそもこの皇親賜姓というものは、もちろんわが氏姓制度の歴史を背景として考えらるべき問題で、氏姓がわが大和国家において皇室中心のかたちに整理され、次いでわが律令国家形成期において、天皇の権威を一層強化する目的で改定された天武天皇の八姓制定以後、その趣意を実現するために一般諸氏に対してその改賜姓が行なわれいく過程において、律令において同じく皇室の権威を確立するための皇親制を極力健全に維持すべく、実行されていった現象であった。従つて、皇親賜姓はそれ自身としては一見小さな問題のように見えるかもしれないけれども、この処置の開始とその実施上の変遷は、律令国家の解体と封建制度の形成という、古代から中世への歴史的大きな流れの中において、その過程のそれぞれの時期の情勢と対応し、またその大勢をよく反映しているもののように思われる。

すなわち、わが律令国家は律令制定後まもなく財政の困難に苦しみはじめ、政府の統制力も弱まり、またとくに天武天皇によつてうちた

てられた天皇中心の身分制度もみだれてくるが、それとともに皇親、とくにその末葉たちの経済的困窮も加わり、その素質の劣悪化が目立つてき、皇親賜姓の表面上の理由はともかく、裏面においては公私にわたるこの経済的理由が実質的に強くなっていく。次いで桓武天皇は、律令国家の再興を企図し、皇親制も律令の規定に嚴重にもどすとともに、財政緊縮のためにはそれまで例のなかった皇子の賜姓すらはじめられるのであるが、自己に疎遠な皇親ばかりでなく、このように自己最愛の皇子にすら賜姓されることは、これを先例としてほぼ歴代行なわれるようになり、平安後期の十世紀後半までおよぶのである。

皇親に対する給与が奈良時代以降ますます薄くなつたことは国家財政の規模の縮小から当然のことであり、その財源を、例えば親王任国制とか親王年給の制とか、またとくに皇室費捻出のために開かれた勅旨田などの田地の支給とかの、他の財源に求めても応じきれないほどであつたから、この皇親賜姓の盛行はやむをえない現象であつた。ただ、その整理の方法として、なるべく皇子女の母が卑姓の者から選んでいったことも当然のことであつた。

しかも、その皇親そのものの絶対数の増加は、この九世紀から十世紀前半にかけての注目すべき現象であった。これは、八世紀末の光仁天皇や九世紀末の光孝天皇のように傍系から皇位につかれた天皇の出現のために、律令の規定によつて皇親の数が急増した特別の場合もあるとともに、一般的には、天皇の外戚となつて権勢をふるうことをねらう藤原氏などの諸豪族が競つて娘を後宮に納れたことによるもので

あつた。またこれには、三善清行が「意見封事十二箇条」の中で「弘仁承和二代、尤好内寵」〔本朝文粹〕といつたようなことも関係しているかも知れない。

しかし、やがてその後の藤原摂関時代に入ると、とくに天皇に近い皇親の数は減少し、これらの皇親に対する賜姓のことはあまり目立たなくなる。その理由については、先学、とくに最近では阿部武彦氏の「氏姓」や赤木志津子氏の「賜姓源氏考」〔平安貴族の生活と文化〕所収などでもよく考えられていることであるが、私としては一応次のように整理しておきたいと思う。先ず摂関家の勢力が確立すると、藤原氏はその勢力を長く独占するため、他家から女性を後宮へ送りこむことを抑圧するようになり、このため皇子（従つてまたそれらがもうける皇孫以下の皇親）の発生が制限されて、その絶対数が減少することになったことが考えられる。次には、その皇子女の母がまたそれほど卑姓の出身のものが少くなつたことも、従つてまた考えられることである。しかし、なおまた、藤原氏一門の人々の官位昇進の枠をひろげるために、賜姓された皇子を逆にもとの皇親の方へ送り返すような手段もとつているほどで、賜姓ということが藤原氏の立場から意識的に極力おさえられることになつたことにもよるものであろう。さらにはまた、当時の寺院の物心両面にわたる勢力の発展は、皇親に賜姓して臣籍に降すよりも、寺院に入れる方が、精神的にも物質的にもその生活を安定させうことを考えさせるようになり、従来ならば賜姓されるはずの者が多く僧尼となつていったことによるものともみられ、この傾向は院政時

代以降ますます強まっていくのを見るのである。こうして、次の鎌倉時代以降にかけては、賜姓はそのときどきの特別の事情により、伝統によつてほとんど形式的に行なわれた少数の事例をみると過ぎなくなつてしまふ。もつとも、以上はとくに天皇に近い皇親について考えたことで、すでに天皇に遠くなつた世代の皇親については、もともと賜姓にも一時的ながら或る程度の経費を要するものであつたにちがいないから、ますますつのる国家財政の窮迫とともに、もはや国家としてそこまで面倒を見るだけの余裕はなくなり、自然淘汰を待つ状態になつたものであつたろう。或いは史料の或る程度の欠失もあるが、むしろ記録にとどめる意義が失われたことにもよるものともいえよう。

しかしながら、ひるがえつていえば、平安初期以来この賜姓者およびその賜姓者の子孫が、その尊貴の出身の故をもつて、中央政府において勢力を張りながら（例、嵯峨源氏など）、しだいに藤原氏の進出に圧迫され、多くは中小貴族に転落していく、わずかに学芸などの文化面において名をなす者がかなりあるのみとなるのであるが、一方藤原氏の家格を高めるための婚姻政策に利用されて（例、宇多源氏・醍醐源氏）、ほとんど藤原氏と同族化するまでになつてその余威をつないでいき、ようやく藤原氏が衰退してきたのに代つて政治的勢力を伸ばすもの（例、村上源氏）も現われてくる。しかもまた地方においては、尊貴の血統を伝えていることから格別の尊敬をうけ、ついには武士団の首長として勢力を張るものが多くなり、やがては次代の主役たる地位を獲得する門流（例、清和源氏・桓武平氏）も現われてくる。

このようなことは、藤原政権の形成とその衰退、院政から平氏政権、源氏政権へと進んでいく当時の政治的趨勢と、荘園の発展とこれを基礎とする封建社会の形成という社会経済的推移とに對して、皇親賜姓という現象が少からぬ関連をもつことを示しているといえよう。

そこで以下、この問題を具体的に考察してみよう。

二

皇親とは、簡単にいえば、律令国家における天皇の親族をいうが、令制では、繼嗣令でその範囲を明確にしている。すなわち、天皇（女帝をふくむ）の皇兄弟（皇姉妹をふくむ）および天皇から數えて四世（すなわち皇子、皇孫、皇曾孫、皇玄孫）までの男女を皇親とする。そのうち皇兄弟・皇姉妹および皇子・皇女を親王・内親王とし、それ以外を諸王（王・女王）とした。開元令に「諸兄弟皇子為親王、親王之子承嫡者為嗣王」〔仁井田陞〕「唐」とあるので、これが唐令にならつたものであることは明らかである。そして、五世王は王・女王と称することはできるが、皇親には入れないとされていた。なお、皇祖・皇帝は皇親とはいわず、太上天皇・皇太后・皇后などそれぞれの名をもつて呼んだようである。解集。

皇親の名籍のことは、宮内省の正親司（皇親をおおきみたちと読むのでこの名がある）で掌つた職員。また、皇親たちには不課の特典があるから、課・不課を判定する台帳として、京職にもその名籍があるから、課・不課を判定する台帳として、京職にもその名籍があつたはずである解。ただ令義解では、この名籍を二世以下四世まで

の名籍とするが、のちの延喜式^{式宮内}では、親王の名籍も正親司で案記することになっている。これはもと一世の皇子・皇女は生まれながらにして親王・内親王であったから、その必要もなかったが、淳仁天皇の天平宝字三年(759)六月十六日から、親王宣下をうけてのち親王と称することになり^{本紀}、二世以下の者でも親王となりうることになったので、それから親王の名籍も掌ることになったものであろう^{氏註解}^{会田範治}。

〔義老。合〕

親王の待遇はきわめて厚かった。とくに親王に対しても格別であったことは勿論である。親王の席次は常に諸王・諸臣の上にあり、日常これに対して礼をつくすことが要求されており、その犯罪・薨去に際しても特別の扱いをうけ、官につければ、大臣・大宰帥・八省卿(のちには弾正尹・三国太守なども)等すべて長官たる地位に任じ、またこれは、親王の場合よりはかなり劣るが、それでもこれに次ぐ優遇があつた^{同上。}

位階は、親王には一品から四品までの品位が与えられ、諸王には一位から五位までの位階が与えられた。はじめ天武十四年(676)正月一日に改定された位階の制度では、皇親(親王・諸王)と諸臣との区別が立てられたが^{日本書紀}、大宝律令から親王と諸王・諸臣の区別となつたことは、親王の地位をさらに高めたものであった。なお、服飾の色彩についても、皇親は諸臣と異なるものがあつた^{官位令集解。}

皇親にはすべて不課の特典があった。なお、皇親でない五世・六世

王も、次に述べる蔭または蔭に准じて不課とされ、七世王はとくに調は輸しても偽は免ぜられ、八世以下になつてはじめて完全にその特典を失なつた^{戸令集解。}

皇親にはまた蔭の特典があつた。すなわち親王は有品・無品を問わずその子は二十一歳になると從四位下が与えられ、諸王の子は從五位下、五世王は同じく從五位下であるが、その子は正六位上(庶子は正六位下)が与えられるのは、諸臣一位の嫡子が從五位下を与えられるのと同等の扱いで、さすがにかなり高い待遇であった。

皇親には、また多額の田地や禄が支給された。親王の品田は一品に八十町(これは諸臣正一位の位田と同額であるが、庶民の口分田の四百倍にあたる)、二品には六十町、三品には五十町、四品には四十町(諸臣正三位の位田と同額)が与えられる(女子の場合は各三分の二)^{田。諸王の位田は、諸臣の位田と同様である。また食封としては、親王一品に八百戸(正一位は三百戸)、二品に六百戸(正二位は二百戸)、四品は三百戸(以上、内親王は各半減)が与えられた。なお、無品親王には大同三(808)年六月二十九日、男女ともに二百戸が与えられることになった。しかし翌四年六月二十三日、内親王はやはり令に准じて半減することにした^{類聚三。}諸王は諸臣の場合と同様である^{令。}また、皇親は十三才になると時服料が給された。それは、春絶二疋、糸二絗、布四端、鍼十口、秋絶二疋、綿二屯、布六端、鉄四廷があり、また乳母を給される王には絶四疋、糸八絗、布十二端が給された^{令。}のち天平十七年(795)五月二十五日には、無位の皇親に春秋}

の服を給するには、今後上日一百四十（一年間の出勤日数が百四十日）に満たなければ給しないことになったが、天平宝字二年（垂式）六月二十二日の水上真人塩焼の奏によると、いつのころか三世王以下の者はすべて上日を計算されて禄を給することになつたらしく、このようなことは皇親を矜む趣意にそむくという塩焼の奏によつて、すべて上日の如何にかかわらず給されることに改められた。統日。本紀。しかし、その後もなお上日を調べられて支給されないようになった者もあつたらしく、延暦二十年（八十）十二月十三日の太政官符で再び上日が満たなくとも支給されることにされた。類聚三。代格。また、のち無品親王・内親王には、絹五十疋、細布四十七端二丈一尺、綿二百屯が与えられることになつた。延喜。

このほか、有品親王には月料といって、毎月米塩が支給され（ただし、のち大同三年五月二十四日これを停止したこともあつたが^{日本後紀}）、また諸王に対しても臨時に米塩を支給されることもあつた。統日本紀。天平五年。年閏三月戊子条。さてまた、これらの皇親が官職に就任することになると、それぞれに官職に応じて職田・職封・季禄などがつくことになり、さらに功があれば功田・功封などがつくことになることは、諸臣の場合と同様であった。しかし、これらはその勤労や勲功に対する報償であるから、当然の収入として差支えないものであるが、これまで挙げてきた数々の給与は、本人の能力の如何にかかわらず、生まれながらにしてそのまま与えられる恩典であり、その優遇はまことに大きいものであつたといふべきである。そこでこれが、皇親の員数が増加していくばいく

ほど、皇室費、ひいて国家財政においてかなりの負担となつたことと思われるのである。「お、皇親制の成立については、竹内理三氏『天武』〔法律制と貴族権〕所収。参考。

三

しかるに、皇親の数ははたして増大した。それは年代の経過とともに自然増によるものばかりではなかつた。令制における皇親制成立後早くも皇親の範囲が拡大されたことにもよるものであつた。すなわち先ず、五世王も皇親の範囲に入れられることになつたのである。すでに律において、六議の第一に議親というものがあり、それは、皇族及び五等以上の親は罪があれば先ずその罪を議することを天皇に奏請し、その裁可を待つてのちこれを決罰するものであつたが^{疏律}、さらには前述のように不課の特典は五世・六世王まで認められており、そこに五世王もまた皇親に入れられる素地があつたといふべく、また大宝二年（七八〇）五月五日の勅に「若五世王自有_二辯訟_一須_二受理_一者、特給坐席_二而_一与_二所分_一」統日。本紀とあって、このように訴訟についても皇親と同様な待遇を与えられるに至つていた。そしてついに慶雲三年（七八六）二月十六日の七条制の其七において「准_レ令、五世之王、雖_レ得_二王名、不_レ在_二皇親之限、今五世之王、雖_レ有_二王名、已_レ絕_二皇親之籍、遂入_二諸臣之列、顧_レ念親_二々之恩、不_レ勝_二絕_一籍之痛、自_レ今以後、五世之王在_二皇親之限、其承_レ嫡者相承為_レ王、自余如_レ令」統日。本紀とあるように、五世王から皇親の籍を離れることになるを氣の毒に思ひ、これを皇親の籍に留めることとし、またその嫡子を王と称することにした。

つまり、これは皇親の範囲を従来よりもう一世下にすらしたことになったのであって、この変化が皇親の数をかなり増加させることになったことは、先ず想像することができる。次にまた、天平元年（壬午）八月五日には、「又五世王嫡子已上、娶孫王生男女二者入_二皇親之限。」_{統日}自余依_三慶雲三年格。」_{本紀}とあり、すなわち五世王の嫡子が孫女王を娶つて男女を生んだ場合には、この男女も皇親のうちにに入れることとした。これは孫女王はすでに一世であるから、その子として考えれば当然のことかもしれないが、父の世数から考えて疑問とされた例があつたにちがいなく、それを明確に皇親のうちに入れると定めたもので、それだけまた皇親の数があえたことも考えられるわけである。ちなみに、皇親の女性は、繼嗣令によれば、臣下に降嫁することを許されなかつたが、のち延暦十二年（壬午）九月十日、大臣良家の子孫に三世以上の皇親を娶ることを許し、特に藤原氏に対してもその歴代の功績によつて、一世以下の皇親までこれを許した。_{統日}もつともこの場合、その皇親は嫁しても皇親の地位は失なわなかつたが、また一方、その夫が皇親となることは許されなかつた。_{延暦式}

しかるに、右の五世王や五世王の嫡子たちに与えるべき位階は明確にされず、しかもその数が多いためにあまねく位階を与えることにも困難になつたらしく、ようやくのち延暦十五年（壬午）十二月九日の詔によつて、四世王・五世王および五世王の嫡子は年齢二十一になつた者には正六位上、五世王の庶子には正六位下を与えることになつたことが、「皇親之蔭、事具令條、而宗室之胤、枝葉_二衆、欲_レ加_ニ榮班」の家であらう）の者を自分の子として籍に入れ、家系をけがすように

難_レ可_ニ周及_一、是以進仕無_レ階、白首不_レ調、眷_ニ言於此、寔合_ニ矜恕_一、宜_レ其四世五世王、及五世王嫡子年滿_ニ廿_一者、叙_ニ正六位上、但庶子者降_ニ一階_ニ叙、自今而後、永以為_レ例。」_{統日}とあることによつて知られるのであるが、ここにも、余りにも皇親の数が多くなってきたことがみられると思ふ。

さらにはまた、これらの皇親のなかには、すでに早くから生活に窮迫する者も多数出てきたようで、天平五年（壬午）閏三月二十一日には、「諸王飢乏者二百十三人、召_ニ入於殿前、各賜_ニ米鹽、詔責_ニ其懶惰、令_ニ治_ニ生業。」_{統日}とあり、臨時に食料を支給することまで行なわれるようになつたが、そこには彼らの生活態度の安易さも認められたものらしい。ことに皇親の末葉になると、恥を知らぬ者も出てきたようで、五世王たちが自己の都合で庶民の他の家の者を養子にして自己の家にひきいれ、皇親の特典を享受させようとするものも多くなつたようである。これはのち延暦十七年（壬午）閏五月二十三日格にみられるところで、そこには「詔曰、云々、依_レ令、五世之王、雖_レ得_ニ王名、不_レ在_ニ皇親之限、爰及_ニ慶雲、昇居_ニ親限、如_レ聞、頑闇之輩、為_レ規_ニ微禄、携_ニ養庸流_ニ名為_ニ胤、遂附_ニ屬籍、以汗_ニ宗室、非_ニ徒速_ニ禍於己、同亦贖_ニ於七廟、朕所以、丁寧過_ニ於再三、曾不_ニ改悟、弥長_ニ姦濫、靜言_ニ其弊、深合_ニ懲清、宜_レ停_ニ後格、一依_ニ令條上_ニ俾_ニ夫玉石殊_ニ貫、蘭艾不_ニ雜。」_{類聚三}とあり、すなわち皇親の愚かな連中が（恐らく借財したのによるものであろうか）普通の家（恐らく借財した相手方の家であらう）の者を自分の子として籍に入れ、家系をけがすように

なつたので度々これを戒めたが一向に改悟しないから、嚴重にこれを懲らすべきであり、そこで、さきに五世王も皇親に入れることにした慶雲三年の格をやめて、再びもとの令の規定通り四世までを皇親とするように改め、家柄のよいものと悪いものとのちがいをはつきりさせよ、というものであった。このような弊風は桓武天皇朝にはじまつたのではなく、恐らく奈良時代からあつたことで、あくまで諸制を振肅しようとした桓武天皇によつてようやくこれが令制にかえされたものと思われる所以である。微禄をただすために借財することは、五世王ばかりでなく、ひろく皇親にもあつたらしい。そこに、すでに彼らの生活がかなり苦しくなってきたことが察せられる所以であるが、すなわちそれは同じく延暦十八年(天祐)三月九日の格によつても窺い知られるところである。そこには、「心禁皇親之禄乞賣賤価事」として、

「右檢案内、太政官去延暦十六年四月廿四日下諸国符旨、自今以

後、公私拳銭宜下限一年收半倍利上雖積年紀不得過責者、

今右大臣宣奉勅如聞、王親或募多祿先受少祿或設重質、儻乞賤物苟貪目前不顧後弊、報償之日既過一倍、因茲所司

豪民競求利潤如為与倍、班祿之日濫訴繁多、自今以後、売賣祿物不得過於半倍之利如有違犯依法科処。」代稿類纂三とあって、

皇親たちが或いは禄を受けることをあてにして先きに少額の借財をし、或いは重い質をおいてつまらない物を借り、目前のことを貪つて後でひどい目にあうことを考えないため、これを返済するときは倍以上もとられてしまう。そこで、富裕な庶民たちが競つて利潤を求める

て皇親に貸与するので、いよいよ祿を皇親たちに分け給えるときになると、訴訟が頻発するようになつてゐる。そこで祿物をもつて決済するためには売買するにあたつては、利息は五割を過ぎるようなことがあつてはならぬ。もしこれに違反したら法によつて所罰せよ、というのである。これは、世間知らずの皇親たちが、富有な庶民たちに乗せられてひどい目にあうような情勢を物語つてゐるわけだが、前にあげた五世王の場合を考えあわせてみれば、ときによつては負債を払うことができるに、相手を自己の家に養子として入れて皇親の待遇を受けさせることをしないわけにはいかぬよな結果になつた者もかなり出たことであろう。そこには近世末の旗本株の売買を思わせるものがあるのである。このような奈良朝以来の弊風が、ついに桓武天皇の思いきった改革を招くことになつたものであろう。

四

皇親制のこのよな変動のかたわら、一方では皇親賜姓がはじまり、かつこれが続行されていくのである。

すでに天武天皇は、その十三年(大和)十月一日に、真人・朝臣・宿弥・忌寸・道師・臣・連・稻置の八姓を制定されたが、そのうちの上位の姓である真人と朝臣が皇別に対して与えられるものであり、さらにはそのうちの真人は、それ以前の公(君)に代えて、皇室の近親にあたる繼体天皇より數えて五世以内の世代の者に与えられ、また朝臣は、それ以前の臣に代えて、皇室から疎遠になつた皇別のものに与え

られるのが原則であつたらしい前記「竹内理三氏「天武」制定の意義」参照。

そこで、その後皇親を臣籍に降下させるときには、この原則に従つて先ずほとんど真人姓を賜わるようになった。しかるにそれが平安時代になると、一方ではその原則も続いているといえるけれど、むしろ天皇に近くて当然真人姓を与えるべき者に対して、かえつて朝臣姓を与えるようになった。すなわち、桓武天皇朝には、後に述べるように、皇親一世に対して、広根・長岡・良峯という朝臣姓が与えられ、これが先例となつて後世に及ぶのである。そこでのち一条天皇朝には、「正暦二年九月是月、改從二位讚岐權守高階真人成忠姓」為_三
朝臣、依_三
_(生子)中宮外祖一也。とあるように、中宮の外祖であるという理由によつて、本来真人姓をもつ高階氏を朝臣姓に昇格させたような例などもみられるようになるのである。すなわちこれは、奈良朝以来藤原氏のように大功によつてとくに朝臣姓を与えられたものの勢力がしだいに伸び、これに反して皇親の勢力がしだいに衰えるようになるにつれて、社会的な通念が変り、実際には真人姓が朝臣姓よりむしろ低く、というより、朝臣姓が真人姓以上に高く考えられるようになつたことによるものであろう。

さきに天武十三年十月一日詔をもつて八色の姓が制定された即日、「守山公、路公、高橋公、三国公、当麻公、茨城公、丹比公、猪名公、坂田公、羽田公、息長公、酒人公、山道公、十三氏賜姓曰_二真人」日本書紀とされた（このうち息長公・羽田公・山道公は応神裔だが、繼体天皇の近親の関係があり、酒人公・坂田公・三国公は繼体裔、猪名公・丹比公は宣化裔、守山公・路公は敏達裔、当麻公は用明裔、高橋公・茨城公は出身不明）後、元正天皇朝まで、このような旧姓をもつ者に対する真人の賜姓はしばらくそのあとを絶つのであるが、それとともにかく、皇親から直接姓を賜わつて臣籍に降るものとしては、聖武天皇の天平年間から始まるのである。天平八年（736）十一月十一日の葛城王等の上表の中に、「臣葛城等言、去天平五年、故知太政官事一品舎人親王、大將軍一品新田部親王宣勅曰、聞道、諸王等願_二賜_二臣連姓_一供_二奉朝廷_一是以召_二王等_一令_二問_二其狀_一者。」云々本紀とあるのにれば、天平五年（733）ごろにその実施の気運があつたことが知られる。ただ、諸王らが真人でなく、臣連姓を賜わらんことを望むとしていることは、八姓制定後まだ皇親からの臣籍降下がないので、賜姓を望むにはあえて高姓を憚かつて臣・連姓をもつてしたものであろうか。もつとも、諸王らが賜姓を望むとしているが、これはむしろ政府側においてその必要を感じてきたのを、諸王側からこれを出願するかたちをとらせることにしたものと考えられる。

五

さてここに、奈良時代における皇親賜姓の実例をまとめて表示しておこう。

〔出典、統紀Ⅱ統日本紀、補任Ⅱ公卿補任〕

さきに天武十三年十月一日詔をもつて八色の姓が制定された即日、「守山公、路公、高橋公、三国公、当麻公、茨城公、丹比公、猪名公、坂田公、羽田公、息長公、酒人公、山道公、十三氏賜姓曰_二真人」日本書紀とされた（このうち息長公・羽田公・山道公は応神裔だが、繼体天皇の近親の関係があり、酒人公・坂田公・三国公は繼体裔、猪名

天皇	年	月	日	賜姓者	賜	備考	統出
聖武	天平一 <small>(七三)</small> ・四・三			大原真人	敏達裔		紀
"	天平二 <small>(七四)</small> ・九・五			甘南備真人	"		
"	天平一九 <small>(七七)</small> ・正・一六			大宅真人	" 改氏名		
孝謙	天平勝宝三 <small>(七五)</small> ・正・二七			奈良真人	出自不明		
	正五位下大井王			淡海真人			
	無位垂水王、男三室王、甥三影王、三鳴真人			内真人			
	無位廬原王、男安曇王、三笠王、			美和真人			
	對馬王、物部王、牧野王、孫奈羅			海上真人			
	日名王、名辺王			春日真人			
	無位猪名部王、男大湯坐王、堤王、			甘南備真人			
	菟原王、三上王、野原王、礪波王			志紀真人			
	等			敏達裔			
	無位御船王			天智裔			
	無位等美王			出自不明			
	無位壬生王、岡屋王			天武裔			
	無位清水王、男三狩王			敏達裔			
	田部王			"			
	文成王			"			
	平群王、常陸王			出自不明			
	從五位上伊香王、男高城王、			敏達裔			
	無位池上王			"			
天平勝寶三 <small>(七五)</small> ・一〇・七				統			

孝謙 天平勝宝四(天平)・八・二二

(補任では九・二二)

孝謙

天平勝宝四(天平)・九・七

從三位智努王等

文室真人

天武裔 智努はのち淨三と改名

天武裔

大市は智努の弟

紀

天平勝宝六(天平)・閏・一〇・一九

大市王

文室真人

敏達裔

統

天平勝宝六(天平)・閏・一〇・一九

從五位下秋篠王、男繼成王、姪浜

丘基真人

高額真人

天武裔

統

天平勝宝六(天平)・一〇・二五

左大舍人無位多米王

豊國真人

天武裔

統

天平勝宝七(天平)・四・一八

和氣王・細川王

岡真人

天武裔

統

天平勝宝七(天平)・六・一五

塩燒王

水上真人

天武裔

統

天平宝字元(天平)・八・三

從五位下出雲王、篠原王、尾張王

豊野真人

天武裔

統

天平宝字元(天平)・八・一八

無位奄智王、猪名部王

池上真人

敏達裔

統

天平宝字元(天平)・三・二四

芽(葦、または茅)原王

○竜田真人

天智裔

統

天平宝字七(天平)・八・一九

池田親王子男女五人

御長真人

多櫛島に配流

統

天平宝字八(天平)・一〇・七

中務少丞正六位上大原真人都良麻

淨原真人

天武裔

統

天平宝字八(天平)・一〇・九

從四位上守部王之男笠王、何鹿

○三長真人

敏達裔

統

王、為奈王

丹波に配流

正三位三原王之男山口王、長津王、
船王之男葦田王、及孫他田王

に復す

津守王、豊浦王、宮子女王

從四位下三嶋王之女河辺王、葛王

(不明)

天武裔

伊豆に配流、三長真人ら
と共に王に復す

称徳〔天平神護元(七〇一)・六・六

大原真人魚(真)福等二人

波登理真人

天武裔

改氏、宝龜三、四、
大原真人に復す

〃 神護景雲三(七〇五)・五・二・五

不破内親王

○厨真人

聖武皇女改名厨女、京よ

光仁 宝龜二(七〇二)・九・一・三

從四位下三嶋王之男林王

山辺真人

天武裔

從四位下三使王之男女三直王、鷹
取王、三宅王、畠火王、石部女王
從四位上守部王之男笠王、何鹿王、
猪名王

長谷真人於保

文室真人

天武裔

宝龜三(七〇三)・正・二・六

安宿王

高階真人

〃

宝龜四(七〇四)・一〇・六

從五位下掃守王男小月王

○勝間田

出自不明、信濃に配流、

不明 不明

不明

藤野等九人

(無姓)
○三長真人宝亀三・一・二復す
天武裔

宝亀三・八・一復す

"

右のうち、姓の上に○印を付したものは、犯罪により、皇親の身分を奪つて臣籍に降した上で処罰を加えた事例である。そのうち、芽原王は、三品忍壁親王の孫、從四位下山前王の子だが、「天性凶惡、喜遊酒肆、時与御使連麻呂博飲、忽發怒刺殺、屠其股穴、便置胸上而贈之。」という乱暴を働き、他の罪状も明白であるというので、「有司奏請其罪、帝以宗室之故、不忍致法、仍除王名配流。」統日本紀の処罰をうけ、多樹島に流され、男女六人もこれに坐して随わせたものであった。また、笠王・何鹿王らは藤原仲麻呂の乱に坐して処罰されたものであるが、小月王・藤野らの場合の理由はともに不明である。

なお、右のほかに、賜姓のことがなくて処罰された例もある。すなわち、宝亀三年(七七四)十月五日、中務大輔從五位上兼少納言信濃守菅生王(出自不明)は小家内親王(舍人親王の孫女)を姦して除名され、内親王も属籍を削られたが、賜姓のことはみえず、またこれよりさき、天平神護元年(七五七)八月一日、和氣王(舍人親王の孫)が謀反の理由で誅されたとき、その男女大伴王・長岡王・名草王・山階王・采女王は属籍を削られた(のち宝亀二年九月十三日属籍を復された)がこのときも賜姓のことはみえていない。また別に、天平宝字八年(七六四)

十月九日、船親王(舍人親王の子)は仲麻呂と謀ったとして諸王に下して隱岐国に流され、池田親王(舍人親王の子)も馬を多く集めて事を謀つたとして同じく諸王に下して土佐国に配流された例もある。

このほか、皇親の賜姓について、左のような特別の二例がある。す

なわち、先ず天平宝字七年(七六六)十月十七日の統日本紀の記事によるところ、この日参議礼部卿從三位藤原朝臣弟貞が薨じたが、弟貞は左大臣長屋王の子で、もと山背王といい、天平元(七二九)長屋王が罪によって自尽させられたとき、その子の從四位下膳夫王、無位桑田王、葛木王、鉤取王もまた自殺させられたが、山背王は安宿王、黃文王ならびに女教勝とともに藤原不比等の娘が生んだ子供であるという理由で死を免かれた。しかるに天平勝宝八年(七七〇)安宿王、黃文王が謀反したとき山背王はひそかにこれを通報したので、孝謙天皇はこれを嘉みし、姓を藤原朝臣、名を弟貞と与えられたという。皇親でありながら、その功によつて藤原朝臣の姓を賜わつたのは、その母が藤原氏であつたからではあるが、藤原朝臣の姓が当時すでに功を賞するものとして与えられるほど、藤原氏の地位が高く認められていたことを思わせられるのである。

次にまた、これよりさき、天平八年(七七四)十一月十一日、敏達天皇

五世の孫葛城王（すなわち美努王の子）は、弟の佐為王とともに、母の県犬養橘宿禰三千代のあとをうけて橘宿禰の姓を賜わらんことを願い出て、同十七日これを許されたことがある。橘宿禰は、和銅元年十一月二十五日、元明天皇が県犬養三千代の忠誠を褒めて杯に浮かぶ橘を賜い、「橘者果子之長上、人之所好、柯凌霜雪而繁茂、葉経寒暑而不彫、与珠玉共競光、交金銀以逾美、是以汝姓者賜橘宿禰也。」統日本紀と勅して賜わった（万葉集にはこの時の御製「橘花は実さへ花さへ其葉さへ枝に霜ふれどいや常葉の樹」を伝えている）も

のだが、その三千年がすでになくなつていた当時において、その継嗣がなければこの明詔を失うことになることを恐れて願い出たといい、これに対して孝謙天皇から「省從三位葛城王等表、具知意趣、王等情深、謙讓志在頤親、辭皇族之高名、請外家之橘姓、尋思所執、誠得時宜、一依來乞、賜橘宿禰、千秋万歳相繼無窮。」統日本紀、天平日詔（新撰姓氏錄）との詔を賜わり、橘宿禰となるとともに諸兄と改名したようである。補任公卿。さらに、のち天平勝宝二年（750）正月十六日、宿禰姓を改めて、橘朝臣の姓を賜わったのは、もちろんその家格を高める

ことを望んだからであろうが、ともかくこれらの賜姓のことを通して察せられる彼の意図は、恐らく、皇親の勢力が藤原氏に圧せられてきたそのころ、藤原不比等と再婚して光明皇后を生んだ母親三千代のあとを継いで、その巨財の相続者ともなり、且つ藤原氏との縁を強化し、しかも藤原氏とならんで政界に勢いを伸ばすことについたと思われる。ともかく皇親賜姓には、右の二例のような特別の事情による特殊の賜姓があつたことも注意しておきたい。

六

次に、平安時代における皇親賜姓を考えるためにあたって、便宜上、その実施の状態を表にまとめておきたい。

〔出典、統紀、新撰姓氏錄、補任、公卿補任、紹運、皇胤紹運錄、三代、三代実錄、後紀、日本後紀、紀略、日本紀略、統後紀、統日本後紀、類國、類聚國史、文德、文德實錄、歌仙、三十六歌仙伝、古事、古事談、禁抄、禁秘抄、西宮、西宮記、帝王、帝王編年記、源氏、源氏系団、分脈、尊卑分脈、符宣、類聚符宣抄、世紀、本朝世紀、中右、中右記〕

天皇	年	月	日	賜姓者	賜姓	母（諸王の場 合は出自）	備考	出典
桓武	延暦六（777）・一一・五			光仁皇子諸勝		広根朝臣		
	"	一一（601）・一一・二七		桓武皇子岡成		長岡朝臣	女媛多治比豊繼	
	"			桓武皇子安世		良峯朝臣	女媛百濟永繼	
							補任、姓氏	

桓武延暦一一(壬午)・七・三

清直王

綿麻呂

淡海真人

天智裔

三緒は三諸か、大同元紹運

・正・二一改賜三山朝臣

統紀(貞觀・玄)
統紀(延暦三・六・三)

承和一四・閏三・一五
改賜文室朝臣

三緒朝臣

天武裔

〃 一四(壬午)・一

友上王・長谷

清原真人

清滌朝臣

〃

上野王

清原真人

近江真人

〃

小倉王子繁野

三園真人

志賀真人

〃

多王・登美王ら一七人

清海真人

淨額真人

〃

吉並□王・並王ら一七人

弘文裔か

夏野と改名

〃

駿河王・広益王ら一六人

不明

敏達裔

〃

池原王・嶋原王二人

不知

春原真人

〃

貞原王・真貞王二人

不知

清岳真人

〃

坂野王・石野王ら一六人

不知

淨原真人

〃

篠井王・坂合王ら五人

不知

室原真人

〃

十二月王・小二月王ら三人

不知

不知

〃

永世王・未成王・末繼王

不知

天智裔

〃

田辺王・高槻王ら

不知

不知

〃

船木王

不知

不知

〃

岡山女王・広岡女王ら四人

不知

不知

〃

岡山女王・広岡女王ら四人

不知

不知

〃

広永王・益永王ら四人

不知

不知

〃

田村王・小田村王・金江王・真

不知

不知

〃

殿王・河原王ら八人

不知

不知

〃

田村王・小田村王・金江王・真

不知

不知

〃

殿王・河原王ら八人

不知

不知

〃

八嶋王

不知

不知

〃

山科真人

不知

不知

〃

長谷真人

不知

不知

〃

豊岑真人

不知

不知

〃

天武裔

不知

不知

〃

承和一四・閏三・一五
改賜文室朝臣

平城 大同元(535)・五・一六

從四位上五百枝王

春原朝臣 天智裔

統紀

嵯峨 弘仁五(646)・五・九

嵯峨皇子信

源朝臣

広井氏

勅は八日付

三代・姓氏・紹運

明 常 弘

飯高宅眉

上毛野氏

三代・姓氏・紹運

皇女貞姫 潔姫 全姫 善姫

布勢氏 当麻氏

百濟教命

三代・姓氏・紹運

源朝臣

源朝臣

源朝臣

三代(貞觀二・三)

高岳親王子善繼ら

在原朝臣

平城孫

高岳麿太子後

後紀

明日香親王子四人

久我朝臣

桓武孫

淳和猶子

後紀

嵯峨皇子定

源朝臣

百濟慶命

淳和猶子

三代(貞觀二・三)

淳和皇子忠子・尚子

源朝臣

不明

惟良氏・秋篠高子

後紀

嵯峨皇子融・生・勤

源朝臣

大原全子・笠縫子

山田近子

三代(貞觀二・三)

勝・清・啓・鎮・寬・

源朝臣

惟良氏

秋篠高子

後紀

澄・安・賢・繼・

源朝臣

大原全子

笠縫子

後紀

嵯峨皇子盈姫・端姫・

源朝臣

山田近子

百濟慶命

後紀・補任

密姫・更姫・神姫・容姫・

源朝臣

田中氏・栗田氏・長岡氏

山田近子

後紀

吾姫・声姫・良姫・年姫・若姫

源朝臣

布勢氏・紀氏・内藏氏

山田近子

後紀

甘南備氏・不明

源朝臣

山田近子

百濟慶命

後紀

淳和 天長一(六三)・七・六

葛原親王子高棟ら
阿保親王子仲平・行平・守平・業平平朝臣 桓武孫
在原朝臣 平城孫

紹運・分脈は閏七月 紀略

三代(貞觀・五・二八)
統後紀一〇(六三)・五・二八
一〇(六三)・六・八
一〇(六三)・一一・七六世長岡・岡於王ら男女二七人
舍人親王子孫美能王
六世王豊宗・豊方ら七人清原真人 天武裔
平朝臣 天武裔

統後紀

仁明 承和二(六三)・四・二

仁明皇子多・冷・光・効
登源朝臣 不明
三国氏のち属籍を削られ出家
して深覺、貞觀八、貞

朝臣

統後紀
三代(貞觀・三・二)承和五(六三)・四・一五
八(六三)・七・一
九(六三)・六・二三正六位上春男王
六世御津井王ら一六人
保雄王男長宗ら一〇人宗高真人 不明
有沢真人 天武裔一〇(六三)・六・七
六・二九?六世長谷王ら四人
六世峯正王ら四人清滌真人
真春真人 不明
高階真人 天武裔

分脈は一年

統後紀
類國

一(六三)・二・二八

峯緒
興岑・豊助・藤主ら一七人高階真人
清原真人

統後紀

六・二五
七・二
一二・一〇広田王戸口長田ら王四七人
岑成王男永安ら三九人高階真人
清滌真人

統後紀

一(六三)・閏三・一五
四(六三)・閏三・一五六世豊繩ら王二二人
御友王男広野ら王六人淡海真人
天智裔

統後紀

文 徳	仁寿三(公三)・六・一		文徳皇子能有・時有 文徳女憑子・謙子・列子・濟 文徳皇子每有定有 文徳皇女脩子	源朝臣 伴氏・清原氏 滋野氏 多治氏・菅原氏 不明	御高真人 文室朝臣 高階真人 清原真人 文徳(天安二・三・三)	天武裔	仁和三・八・一三に重出						
	仁寿三(公三)・六・一												
	仁寿元(公一)・九・二六	弘宗王子男八人 五世王春常王ら	中原真人 文室朝臣	天武裔									
	齊衡一(公三)・一・一・二六	興峯王ら 益善王ら 仲井王ら 栗田王 真貞王ら	清原真人 文室真人	文徳	紹運								
	仁寿元(公一)・九・二六												
	三(公三)・六・一六												
	・一一・二二												
	天安元(公七)・六・一九												
	二(公八)・正・二九												

清和貞觀三(六〇)・四・二五

文德皇子行有・皇女富子・淵子
源朝臣 布勢氏・菅原氏・

七六
三代

八(六〇)・三・二

仁明皇子深寂

貞朝臣

賀茂氏・大野氏
佐伯氏・賀茂氏

この年賜貞朝臣登
過ちで属籍を削られ、
仁和二・一〇・一三賜
滋水朝臣

一五(六〇)・四・二一

清和皇子長猷・長淵
長鑑・皇女載子

源朝臣

賀茂氏・大野氏
佐伯氏・賀茂氏

一八(六〇)・三・一三

時康親王(のち光孝)子元長
貞恒・是恒ら七人

源朝臣

賀茂氏・大野氏
佐伯氏・賀茂氏

一九(六〇)・一・一四

清実 旧鑑

源朝臣

賀茂氏・大野氏
佐伯氏・賀茂氏

貞觀元(八〇)・六・二
九・五
四(六〇)・四・二〇
五・二一

舍人親王六世孫秋岡王ら二二人
新田部親王子孫高原王
正躬王男住世王ら一五人
磯城親王五世孫坂井王

清原真人
三原朝臣
平朝臣
清原真人

天武裔
桓武裔
天武裔
桓武裔

五六(六〇)・八・八
七八(六〇)・六・一六
六・二三

仲野親王子房世王
六世三坂王
磯城親王五世孫坂井王

平朝臣
淡海真人
天智裔
天武裔

桓武裔
桓武裔
天武裔
桓武裔

か)
重出(恐らく実施の時
出
貞觀七・六・二三に重
三代

文德・三代

陽成												?												
元慶	元(八七)	二二二七	一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一五(八三)	五二九	七二八	九二七	八(六六)・一〇・八								
六(六六)	六二五	二(八七)・一一二五	二	二二一	二二一	二二一	二二一	二二一	二二一	二二一	二二一	一六(八四)	三二三	二一	一三(八七)・八・一六									
八(六四)	三・八	四(八八)・正二六	四	八一四	八一四	八一四	八一四	八一四	八一四	八一四	八一四	五(八一)	六・九	二二八										
仲野親王子実世王男景行ら	仲野親王子実世王男景行ら	賀陽親王孫潔行王	萬多親王孫高平王	人康親王子興基王	忠相王・敏相王・宜子女王	本野王	源信の子尋	春朝臣	淡海真人	源朝臣	平朝臣	桓武裔	仁明孫	仁明孫	桓武裔	天智裔								
人康親王子興範王・興扶王	人康親王子興範王・興扶王	有相王	有相王	有相王	有相王	有相王	有相王	有相王	有相王	有相王	有相王	仲野親王孫好風・貞文												
潔世王の子遂良王	潔世王の子遂良王	平朝臣	平朝臣	平朝臣	平朝臣	平朝臣	平朝臣	平朝臣	平朝臣	平朝臣	平朝臣	源朝臣												
		平朝臣	平朝臣	平朝臣	平朝臣	平朝臣	平朝臣	平朝臣	平朝臣	平朝臣	平朝臣	桓武裔												
		桓武裔	桓武裔	桓武裔	桓武裔	桓武裔	桓武裔	桓武裔	桓武裔	桓武裔	桓武裔	仁明孫												
												源信子となさず賜姓に												
												三代												
												分脈	分脈											
												洩る	洩る											

光孝 元慶八(六四)・四・一三

光孝皇子是忠・是貞・定相

源朝臣

班子女王

定省は仁和三・八・二
五復籍

國紀・香泉・友貞

光孝皇女遜子・緩子・麗子・奇
子・忠子・簡子・崇子・連子・
綏子・礼子・最子・偕子・默子
・是子・並子・為子・深子・周
子・密子ら男女二九人

// //

班子女王・不明

不明

仁和元(六三)・四・一四
// 三(六七)・二・九光孝皇女和子
光孝皇女祫子

// //

// 不明

仁和元(六三)・二・一五
// // 二・二・八
// 二(六六)・七・一五峯兄ら一九人
仲野親王子孫安典王
安平ら五人惟原朝臣
平朝臣天智裔
桓武裔

三代

宇多 寛平元(六三)・二・是月
// 三(六三)・一・二・二・九光孝皇子是茂
光孝養子源是忠・為子源朝臣
親王不明
親王・内

嵯峨孫・昇の子

復籍

紀略・分脈

紀略・補任

一

醍醐

延喜八(九〇)までに

宇多皇女頼子
醍醐皇子高明

兼明

自明

源朝臣

不明
源唱女周子

藤原菅根女淑姫

貞元二・四・二・一復籍

補任・古事

符宣・紀略・帝王等

一

村上 天徳四(元の)・六・一五

貞純親王子経基

清和孫

分脈が天徳五・六・一 源氏・分脈
五とするは実施の時

〃? 不明

貞數親王子為善

分脈

〃? 〃

貞真親王子蕃基ら五人

分脈

〃? 〃

貞元親王子国淵ら

分脈

〃? 〃

惟世王子寧幹

分脈

平朝臣

文徳曾孫

分脈

後一条 寛仁四(1010)・一二・二六

具平親王子師房

源朝臣

村上孫

本名資定

補任・分脈

万寿二(1012)・三・二・九

清仁親王子延信王

花山孫

紹運・分脈

後朱雀 長久二(1014)・一二・八

敦明親王子基平ら

三条孫

中右・補任

鳥羽 元永二(1015)・八・一四

輔仁親王子有仁

後三条孫

五位下とする令の規定を正六位上、その庶子はさらに一階下すことに

安徳 治承四(1060)・五・一六

後白河天皇皇子以仁王

藤原成子

五位下とする令の規定を正六位上、その庶子はさらに一階下すことに

さと、平安の新時代を開いた桓武天皇朝は、前代以来の律令国家解

体の傾向を阻止すべく、令制に修正を加え、かつその励行に努め、皇

五位下とする令の規定を正六位上、その庶子はさらに一階下すことに

反乱に対する所罰、以玉海、明月記
光と改名して、土佐配流とする

革や皇親賜姓の実施についても注目すべきものがあった。

さて、平安の新時代を開いた桓武天皇朝は、前代以来の律令国家解体の傾向を阻止すべく、令制に修正を加え、かつその励行に努め、皇威の回復と国家の再興を図った時代である。それだけに、皇親制の改

閏五月二十三日の勅により、五世王を除いて四世までを皇親とする令制に復帰させ、延暦十五年(796)十二月九日の詔では、諸王の子を從五位下とする令の規定を正六位上、その庶子はさらに一階下すこと

した。すなわち、皇親數の制限と皇親待遇上の輕減を図つたものである。

また皇親不課の特典は、まことに魅力的なものであつただけに、皇親の末葉になると、努めてこれをその手に留めておこうとする傾向があつたので、その嚴戒に努めた。すなわち、延暦一年(782)九月一日、近江国から「除_三王姓_二從_三百姓_二戸五烟、口一百一人、戸主槐村、井上、大岡、大魚、動神等五人、並山村王之孫也、其祖父山村王、以_二去養老五年、編_二附此郡、自_レ爾以來、子孫蕃息、或七八世、分為_二数烟。」有様であることをいい、恐らくこれらが不課の特典を引続き享受して、いたる。「依_レ格六世以下、除_三承_二嫡者_一之外、可_レ科_二課役、望請、承_レ嫡之戸、遷_二附京戸、自余与_レ姓科_二課。」と願出てきたので、所司で皇親の籍を調べたところ山村王の名は無いので、よって「從_三百姓之例、但不_レ与_レ真人之姓。」本紀とした例や、また延暦十一年(792)七月二日_レの勅に「頃年京職輒賜諸王、即著_二籍帳、以成_レ常。」として勝手に諸王として籍帳に載せるものがあることをいい、「自_レ今以後、六世以下之王、情願_レ賜_レ姓、注_レ所_レ願姓、先以申請、然後行_レ之。」類纂 国史と命じ、さらに、延暦二十三年(804)正月二十三日_レの制には重ねてこの趣旨を述べて、頃年まだ申請がないので、「自今以後、除_三承嫡_二之外、猶不_レ改者、宜_レ抑_レ止計帳、不_レ得_レ疎_二。」略カ 日本 後紀としたことによつてこれを知ることができる。

また、このようなこともあつて、氏姓の混乱がひどくなつてきたので、これを矯正する必要が感ぜられ、延暦十八年(799)十二月二十九日_レ、「思_レ除_三親王之号、賜_レ朝臣之姓、編為_二同籍、從_二事於公、出身之初、

日に「天下臣民已衆、或源同流別、或宗異姓同、欲_レ拠_二譜牒、多經_二改易、至_レ檢_二籍帳、難_レ升_二本枝、宜_レ下布_二告天下、令_レ進_二本系帳。」云々日本 後紀の勅が出て、諸氏に命じて本系帳を提出させることにしたが、これがのち嵯峨天皇朝の弘仁五年(804)六月一日(六年七月二十日増訂再上進_二佐伯有清氏「新撰姓氏錄」研究篇)集大成されて新撰姓氏錄となることも注目すべき現象であった。なお、これに関連して、弘仁五年八月四日に「勘系所」日本の名がみえ、次いでいつのころからか「勘王世系所」がおかれたことが、仁明天皇朝の承和十三年(806)三月九日の記事日本 後紀にみられる。

次に、桓武天皇朝の皇親賜姓の実施は、一挙に百名以上といふような大規模なものになつたことは上掲の表によつてみられる通りであるが、なお、ここに最も注意すべきことは、一世皇親すなわち皇子すらも賜姓して臣下に降すことがはじまつたことである。ただ、その母が卑姓の者について行なつたもので、その数も極めて少かつたとはいえた。今後はぼ歴朝行なわれていく皇子・皇女賜姓の先例を開いたものであった。

次の平城天皇朝は短期間でもあり、賜姓はわずかに諸王の一件をみるのみであるが、次いで嵯峨天皇朝からまた、桓武天皇朝に引続いて盛んに行なわれるようになる。すなわち、弘仁五年(804)五月八日詔において、「男女稍衆、未_レ識_二子道_一還為_二三人父、辱累_二三封邑、空費_二府庫、朕傷_二三懷_一。」として皇子女の臣籍降下を行なう理由をあげられ、これを矯正する必要が感ぜられ、延暦十八年(799)十二月二十九日_レ、「思_レ除_三親王之号、賜_レ朝臣之姓、編為_二同籍、從_二事於公、出身之初、

一叙_中六位_上、唯前号_ニ親王_ニ不_レ可_ニ更改_ニ、同母後產、猶復一列、其余如可_レ開者_{〔聞カシ〕}、朕殊裁下。」云々類聚三代格_{日本紀略等}とされているが、そこにお母の出自が標準となることが暗示されている。これに対して公卿らは翌

日、「君臣之後、自然各定、若除_ニ親王之号_ニ、叙_ニ庶人之位_ニ、託_ニ封邑之費_ニ、卑_ニ枝葉之曹_ニ、恐後世之有識、謂_ニ前時之不_レ穩、枉言_ニ聖詔_ニ、不_ニ敢不_レ奏_{〔抄〕}」と諫止したが許されず、断行された。この時、皇子女八人に対し姓を与えられ、左京一条一坊に貫し、源信を以てその戸主とされた_{〔新撰姓氏錄〕}河海抄。

この源氏賜姓は、源朝臣定の伝に「其源之命_レ氏始_ニ於此_ニ矣。」_{〔三代實錄〕}とある通りであり、その由来については、「秉燭譚_{〔古事類苑〕}」_{〔姓名部所引〕}に

「北魏ノ時、源賀ニ始テ源姓ヲ賜フ、源賀ハ本魏ノ皇族ニテ、源ヲ同フルニ因テ、始テ源姓ヲ賜フコト、源賀ガ伝ニ在リ、本朝ニテ源氏ハ、皆皇族ヨリ出ヅ、同一義ナリ」とし、いかにも魏書の源賀伝に、源賀が河西王の子で、父の敗戦によつて世祖のもとに來たとき、「賀偉_ニ容貌_ニ善_ニ風儀_ニ、世祖素聞_ニ其名_ニ、及_レ見器_ニ其機弁_ニ。」として西平侯・竜驥將軍としたが、さらに賀に対し「卿与_レ朕源同、因_レ事分姓、今可_レ為_ニ源氏_ニ。」としたといわれ、平安初期においてこの故事はよく知られていたはずであるから、確かにこれによつて源の姓が選ばれたのであらう。また赤木志津子氏が「あらたにはじめられた流のみなも」という新鮮はつらつとした精神が汲みとられる。_{〔同氏「賜姓」〕}源氏考とされるのは同感である。嵯峨源氏が多く一字名であるのもこの源賀の例にならうものと推察されているのも正しいであろう。これから歷代、皇子

女に源姓を賜わることがはじまるが、従つてその家系を区別するためには、出自の天皇名とあわせて嵯峨源氏・清和源氏・村上源氏などと、後世呼ばれるようになる。

また、のち貞觀五年(625)九月二十日の時康親王らの奏によれば、「嵯峨遺旨、母氏有_レ過者、其子不_レ得_ニ源氏_ニ。」_{〔三代實錄〕}とあって、さきに仁明天皇皇子登が源姓を賜わりながら、母の過失で属籍を削られ、僧となつていたのを、本姓に復させるのにはやはり源姓ではなく、新たに貞朝臣を賜うた例や、時康親王皇子清美がさきに源姓を賜わりながら、これは自己の過失で源姓を奪われ、光孝天皇朝に許された、また新たに滋水朝臣と賜わっている例などをみれば、源朝臣姓が當時最も尊重されるものとなつていていたことが知られる。しかも賜姓者は、賜姓後でもその待遇はほとんど親王と変らず、例えば天長四年(627)三月三日、「太上天皇之親王、并源氏、召_ニ見仁寿殿_ニ賜_ニ衣服_ニ。」_{〔日本紀略〕}

貞觀十六年(642)四月二十七日、「勅賜_ニ親王及源氏新錢三千七百貫、令_ニ各買_ニ居宅_ニ。」_{〔三代實錄〕}また仁和元年(650)四月二十七日、「親王源氏、預_ニ時服_ニ者亦多。」_{〔三代實錄〕}と、いうようにほとんど同列に扱われたのである。従つて、源氏の人々は自負心が強く、源融は陽成天皇廢位のあとで帝位につく意図を示_{〔大鏡〕}し、また源俊が天慶二年(677)東国への推

問使に任せられながら閑白忠平に抵抗してあえて出発しなかつたことにも、これをみることができ_{井上満郎氏「将門の乱と中央」}る政權_{〔史林五〇一六〕}参照。後世、藤原道長が宇多源氏・醍醐源氏の娘と結婚してその家格を高め、紫式部が「源氏物語」に光源氏を主人公としたのもこのことに由来する。またこの

源氏の自負心は、心のおごりとして、のち愚管抄や神皇正統記によつて批判されるまでになつた。

また、賜姓源氏の先駆となつた嵯峨源氏が淳和・仁明朝において政界に進出した現象は、天皇家権門化の発展を示し、それが摂関制への先行形態とみられることは、目崎徳衛氏・黒板伸夫氏らの説かれる通りであり、「延喜天暦時、仁明・文徳源氏、さらに醍醐源氏も一応は嵯峨源氏にならう姿をとるけれども、この権門天皇家に執拗に食い入る藤原氏に抗しきれず、嵯峨源氏とともにしだいに中小貴族に没落していき、わずかに地方において勢力を養つたものの中からやがて清和源氏が台頭してくる。この普通にいわれる清和源氏とする説がかつて星野恒博士によつて唱えられたこともあるが、いずれにしてもまだ疑問が多いので、〔遠藤元男氏「源」平史科綜覽〕ここには通説に従つておく。なお、中央政界においては、のち藤原摂関家の後退に乗じて、村上源氏の進出がみられることになる。また、花山源氏が永く神職界に勢力を張り、さらに後世、正親町源氏が宮廷において名をなすこと、付記しておきたい。

さて、源氏について述べたところで、のち清和源氏と併称された桓武平氏についてみておこう。平氏は、淳和天皇朝の天長二年（八三五）に、桓武天皇皇子の葛原親王から、その子の高棟らに平朝臣を賜わるよう願い出て許されて以来、二世皇親以下に対して与えられるようになつた姓で、桓武平氏のほかに仁明・文徳・光孝の各平氏があるが、後世には桓武平氏（なかでも伊勢平氏）が最も有名になつた。これは

高棟の甥にあたる高望ら五人が寛平五年（八九三）、宇多天皇から平朝臣姓を賜わり、その子孫が武門の家として栄えたことによる。平の名の由来は、平家勘文錄〔統群書類〕に「高望王の時、寛平元年十二月十三日に、民部卿宗章の朝臣、帝皇をかたふけんとせし時、祖王の宣旨をかうふりて、宗章を追罰せし故に、帝王御感有て、同二年の五月十二日上総守になり、朝敵をたひらくる故に平の姓を賜はる。」とし、常陸大槻系図でも、やはり「為_ハ平_ニ朝敵_ヲ賜_ハ平_ニ姓_ヲ」としているが、これに天長二年（八三五）に高棟らに賜わったのを最初とするもので、その高棟は「長六尺美_ニ鬚鬚_ヲ」ではあつたが、「幼而聰悟、好讀_ニ書伝_ヲ」〔三代實記九年五月十九日条〕という人物で、それまで侍従・大学頭を勤めているにすぎず、武事に関するものでは同四年（八三七）六月に兵部大輔になつてゐるが、少くとも賜姓の時点では、朝敵を討平するというような意味の名称はふさわしくない。やはり、太田亮氏が「其の名称は、平安京（京都市）の本訓・タヒラより起る。蓋し桓武帝・此の都を建てられしにより、其の子孫、此の氏を賜ひしならん。」〔同氏「姓氏」大辞典〕とされる考え方が正しい。しかし、なお進んでむしろ「平安宮仁御宇之倭根子天皇」〔群載朝野内記・御位案〕の称がはじまつた桓武天皇のその御称呼におこつたものであるうか。しかしながら、貞觀五年（八三三）八月八日の房世王の上表の中に「作_ニ平朝臣姓_ヲ、即_ニ取_ニ得_レ平_ニ之義_ヲ」〔三代實錄〕とあるのも注意すべく、平和をかち得るという観念的な意味も、そのうちにおこつてきたことを思わせるものがあるのである。いずれにしても、この源平二氏がその尊

貴の故にとくに地方民の尊敬をうけ、やがて武士団の中核となつて發展し、次代の指導的地位を獲得することになることを注意しておかなければならぬ。

八

さて、次に平安初期における皇子女の数を便宜上「大日本史」によつて数えてみると、多少の狂いはあるにしてもその概数は、桓武天皇三十五、平城天皇七、嵯峨天皇五十、淳和天皇十二、仁明天皇三十三、文徳天皇三十一、清和天皇十九、陽成天皇九といふ数字を示し、従つて諸王の数も前代以来のものに加えて、かなりの多数にのぼつてきたことと思われる。清和天皇朝において、貞觀七年(八五)正月二十五日の太政大臣藤原良房らの奏によつてみると、「親王之数四十有余。」三代実錄としており、これに年料給分(すなわち年官)を与えるについて、桓武天皇から文徳天皇までの六代の親王に対して、親王巡給の制を定めて順番にこれを支給しているのだが、その方法は親王全部を通じての順番でなく各歴代ごとに定めた順番で行なつてゐるため、親王によつては或いは一年ごと、また或いは数年を経て稀れに支給され、かつ内親王の分はこれを省いてしまうために議論が多く、甚だ不公平であるし、またその支給の対象となる主典・史生も現在不足に悩んでいる状態なので、数年を隔ててもあまねく支給することは困難であるから、今後は全部をまとめた上で順番で支給することにした。ただし特別の支給である別給はこの限りではないとしたいと奏し

て、これが裁下された有様であつた。また諸王についてみると、貞觀七年(八五)二月二日の記事三代實錄では、貞觀四年(八六)四月、二世から四世に至る諸王の数は五、六百人、これに対して夏冬の衣服を賜うのに人数を限らなかつたが、現在名簿に載るところは四百余で、その人数を限らずに支給することは徒らに帑藏を費すばかりだから、現在の人数を以て定数として、覬けたら補つていくというかたちにしたい」という豊前王の意見が出た。そこで貞觀十二年(八七)二月二十日、公卿は諸王の季禄を減じ兼ねて給禄の定額を立てるべきことを奏し、「但專停之、則似疎。」皇親、全給之、即可覬國用、取捨之方宜勤折中、又王氏蕃昌、万倍曩日、計其祿物、所費難支、伏望、當時預祿者、四百廿九人為定員、後生年足者、隨覬補之、但自願賜姓籍者、不以為覬、重以、去年炎旱、農民失望、聖上撤服御常膳、群下減食封位祿、而至三千王祿、依舊不悛」としてついに裁可され、且つ同年二月二十五日には勅して諸王の季禄四分の一を減じられた。皇親の過多に苦しむ政府の悩みがよく示されているところである。

しかも一方、諸王の家では皇親としての不課の特典をながくその手に留めておきたかったようで、すでに桓武天皇朝にもこのことがみえていたが、ついに淳和天皇朝の天長九年(八三)十二月十五日勅になると、「夫王氏者、王号乃止於五世、資蔭不過於六世、典制斯存、沿來浸久」であるにもかかわらず、なお優恤を乞うので、「推校古今、聽其所請、宜下七世以下計數至三十五世一課役蠲除、其既賜姓者、

不レ論ニ先後、一依ニ王蔭、計レ世容之、亦同ニ此例。」〔三代実錄 政事要略〕とする大幅の讓歩を示し、このため貞觀五年（六三）十月二十七日には、「摂津國河辺郡人九世散位正六位上川原公清永、川原公清宗、正七位上川原公清貞、從八位下川原公清方、十一世大膳大進正六位上為奈真人菅雄等五人之戸、並蠲ニ課役」、清永等、宣化天皇皇子火焔王之後、計ニ其世數、未レ可レ徵ニ課役也。」〔三代実錄〕とされ、また元慶四年（六〇）十月二十七日には、この宣化天皇皇子火焔王の例によつて、摂津國河辺郡人九世從七位下川原公福貞、無位川原公福繼、有馬郡人無位川原公千被、河辺郡人十世從八位下川原公夏吉、大初位下川原公有利等五戸が課徭を免ぜられるよう願い出てこれまた許される有様であつた。同類の事態は恐らくひろくおこり、國家の財政をますます苦しめるようになつたことであらう。

九

次に、光孝天皇以後、藤原摶闐時代が終る後冷泉天皇までの形勢についてみることにしよう。皇子女の数は、さきのように「大日本史」によつて概数をみてみると、光孝天皇四十五、宇多天皇二十、醍醐天皇三十六、朱雀天皇一、村上天皇十九となつていて、ここまでには、朱雀天皇の場合を除き、なおかなりの数を示しているが、冷泉天皇から急に著しく減少して、冷泉天皇七、円融天皇一、花山天皇四、一條天皇五、三条天皇六、後一条天皇三、後朱雀天皇七、後冷泉天皇〇となつてゐる。従つてまた諸王の数も恐らくかなり減少したことであらう。

う。そこで、当代直接の皇子女に対する賜姓が村上天皇の時代をもつて絶えるのは、先ずこの皇親の絶対数の減少が第一の理由として挙げられることであろう。

また後宮の女性の出自をみても、光孝天皇までは前期から引続いてまだ他氏の娘が多数混在するが、宇多天皇のときは藤原氏・源氏の娘と女王のほかは菅原氏と橘氏との娘がみられるのみとなり、醍醐天皇以後はほとんど藤原氏の娘のほかは皇女・女王または源氏の娘となり、ことに冷泉天皇以後はその数も少くなつた上に、ほとんど藤原氏の娘が独占するかたちとなつてゐる。ただ冷泉・円融・後朱雀・後冷泉の各天皇には皇女、花山天皇には女王がはじつてはいられるが、いずれも藤原氏と関係深く、すでに藤原氏が天皇家および親王・源氏などと複雑な婚姻関係によつてほとんど同族化してきた時代のことであるから、皇女・女王や源氏の娘などを全く他の門流の家の娘とする意識はなかつたことによるものと思われる。すでに天皇家に対し外戚の縁によつてその権勢を確立した藤原氏は、この外戚の権が他に移るのを恐れてすでに同族化した家以外の他家の娘の後宮への進入を阻んだのであり、従つて出生される皇子女の数も少くなつたわけであるが、またそこには、かつて皇子女の母親が卑姓の家の出身であることが賜姓の標準となつていたのが、このような形勢となると、強いて賜姓するとなれば多少とも傍流の女性を母とする皇子女をえらぶほかなく、またすでに前期にみられたように、賜姓されても親王とあまりちがわぬ待遇をうけるようになつてゐるのであるから、その必要も恐らく減少

したことであろう。これが賜姓のことがなくなるようになった第二の理由と考えられる。

また、藤原氏はその一族の昇進のためには、すでに賜姓された親王を、逆に再び親王として送り返したという例も一、三みうけられる。すなわち、先ず宇多天皇朝の寛平三年（元）十二月、醍醐天皇孫源昇の子源是忠が中納言・左衛門督・檢非違使別当であったのを、天皇の養子として親王に復し、三品に叙せられた例があるが、これはそのあとやがて藤原時平が左衛門督を兼ね、檢非違使別当になり、次いで中納言にのぼったのを見れば、この年正月基経が死んで氏長者になつていた藤原良世らの藤原一門が、基経の子の時平の昇進のためにその進路を用意したものと考えられる。そして、これが次の兼明親王の場合の先例となつたのではないか。すなわち、醍醐天皇皇子の兼明・盛明両親王および村上天皇皇子昭平親王の例がやがてみられるのであるが、なかにも兼明親王はすでに源朝臣姓を賜わって左大臣となつていた（実は大納言のとき、安和の変で一時殿上を下つたことがあるが、また復活して昇進した）が、貞元二年（元）四月二十一日、これまたすでに賜姓されていた源昭平とともに、円融天皇の勅をもつて再び親王となり、兼明は二品に叙せられ、中務卿に改任された。これについては、栄花物語に「かかる程に大殿おぼすやう、世の中もはかなきに、いかでこの右大臣頼忠今少し為し上げて、我代りの職をも譲らんとおぼしたちて、ただ今の左大臣兼明の左大臣と聞ゆるは、延喜のみかどの御十六の宮におはします、それ御心地悩しげなりときこしめして、

もとの親王になし給ひつ。さて左大臣には小野宮の頼忠の大臣をなし奉りたまひつ。」同書 卷二とあるように、頼忠の進路をあけるために、兼明病氣といいたて、左大臣をやめさせ、再び親王として敬遠してしまつたものであり、兼明はもちろんこれを悦ばず、のち夷袴賦本朝文所収を書いて、その憤りを吐露したほどであった。盛明の場合は、康保四年（元）六月大蔵卿をやめさせられて、親王とされ四品に叙せられたものだが本朝、その理由はよくわからないけれど、やがて大蔵卿のあとには藤原文範らがなつているところをみれば、やはりこれを邪魔者扱いにしたことが推察される。このように、たとえさきに述べた同族化した人々といつても、藤原氏にとつて支障のある存在となれば、たちまちこれを排斥したのであり、従つてまた、このような事態をなるべくつくらぬために、将来邪魔者となる可能性のあるものをつくりだすような賜姓ということは、これをなるべく避けるようにしたことがあつたろう。これも、皇子の賜姓者がなくなってきた第三の理由と考えられるのである。

次に、当時信仰面でも經濟面でもしだいに勢力をのばしてきた寺院に入る皇子もみられるようになつた。死に臨んで入道し、また政治的事件に禍いされたようなことから遁世の志をもつて仏門に入る者は、すでに早くからその例があり、またその後も続していく現象であったが、またとくに政治的事件に禍いされたようなくなく、有力な寺院に入つて、安定した生活を送るような皇子が現われてきた。すなわち、宇多天皇皇子の一品敦実親王は、天暦四年（元）〔皇胤綱運錄〕では同二年僧とな

つて名を覺真と改め、仁和寺に住み尊卑分脈、その子寛朝は東寺一長

大鏡

者、

大僧正となつて廣沢僧正と称し、孫雅慶も東寺一長者、東大寺別

当、大僧正となつて勸修寺僧正と称し尊卑分脈等、また村上天皇皇子の致平

親王は天元四年九六五月薙髪して悟円と称し、園城寺明王院（のち

巖藏）に住し日本紀略、同じく村上天皇昭平親王は永觀二年九八薙髪し

て園城寺（のち巖藏）に住した尊卑分脈。また花山天皇皇子深觀は東大寺別

当法務大僧都、石山寺座主となり皇胤紹運錄、同じく花山天皇皇子覺源

も東大寺別當法務權僧正、東寺一長者、醍醐寺座主となつた皇胤紹運錄。

さらに三条天皇皇子師明親王は、仁和寺に入つて性信と改名し、治暦

四年二〇六には三宮に准せられ、僧としてはじめて二品に叙せら

れ、同じく三条天皇皇子敦昌親王も僧となつて園城寺に住した。この

ようになつて從来なら恐らくは賜姓されたかもしれない皇子たちが、有力な寺院に入りこんでいくことは、院政時代以降になると著しく盛んになつていつたことだが、これは、從来の賜姓に代る道ともなつたことを考えさせられるものがある。すなわち、このことが賜姓が激減した第四の理由とされることがあると思われるのである。

こうして一世皇親に対する賜姓が村上天皇朝をもつて絶え（ただ安徳天皇朝の後白河天皇皇子以仁王は処罰による特殊例として除く）、その後は二世以下の皇親に対する賜姓となつてその数も少くなり、鎌倉時代以後には、順徳天皇皇子忠成王の子彦仁、同天皇孫尊雅の子善成、後嵯峨天皇皇子宗尊親王子惟康、後深草天皇皇子久明親王子守邦・久良、正親町天皇皇子智仁親王子忠幸などの數例のみを数える程

度になつてしまふのである。

まだ論及し足りないところが多く、叙述も雑然になつてしまつたことを恥入るけれども、すでに予定の紙数を超過したことでもあり、補論は後日に譲つて、一応これで擱筆する。

（本学教授・国史学）

まだ論及し足りないところが多く、叙述も雑然になつてしまつたことを恥入るけれども、すでに予定の紙数を超過したことでもあり、補論は後日に譲つて、一応これで擱筆する。